

文部科学省の日本語教育施策と日本語教師養成

—「日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」の位置づけ—

文部科学省日本語教師養成・研修推進拠点整備事業（近畿ブロック）第 2 回・第 3 回公開研修会「登録日本語教員時代に求められる 2 つの視点—「連携」と「史的俯瞰」—」（2025 年 5 月 17 日）

1. 登録日本語教員制度ができるまで

2019 年 「日本語教育推進法」成立

この年から文化庁（のち文部科学省）による新しい日本語教育施策が始まる。

2020 年 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について（通知）」（文化庁）←5 年毎検討

2023 年 「日本語教育機関認定法」成立

認定日本語教育機関の場合、教員は全員登録日本語教員でなければならない（5 年間の経過措置）。

2024 年 同法施行

この法律については、浜田麻里さんの「『日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律』について（『日本語教育』190 号、2025 年 4 月）に詳しい。

この 5 年間、日本語教育の世界（現場の日本語教育業界や大学等での日本語教師養成を担当している研究者等）では、この法律は成立しない、仮に成立しても厳密には適用されないという雰囲気があったと田尻は感じている。その雰囲気が、今でも「日本語教育の参照枠」への理解不足へと繋がっている。最近の南浦涼介・瀬尾匡輝・田嶋美砂子「『教育としての統治』時代の日本語教育」（『日本語教育』190 号）も同様の考え方をしている（当然、この特集を組んだ編集委員も同じ考え）。

2. 登録日本語教員養成課程の現状(この事業の方針に合わせて)

登録日本語教員養成機関の登録申請状況

	申請機関	登録機関	審査中取り下げ	不登録
第1回	47	40(内、大学23)	3	4
第2回	28(審査中)			

大学・大学院で日本語教師養成を行っている機関は、全国で200以上ある。仮に、今後経過措置期間を過ぎて、日本語教員養成機関に登録されない場合は、基礎試験も受験しなければいけないことになる。その場合、担当教員は受講生にどう説明するのであろうか。そうならないためにも、できるだけ早く登録申請をすべきである。現時点では、大学・大学院の登録申請は「様子見」状態。

日本語教員試験結果

受験者 17,655人 合格者 11,051人 合格率 62.6%

この内、全試験免除者で合格者は5,958人いる(現職者救済)。全試験受験者の合格率は9.3%、基礎試験免除者の合格率は61.0%。基礎試験免除者の内、大学や大学院での課程修了者数は不明。

「様子見」の傾向は、日本語教育機関の認定状況でも同様。

第1回の申請機関は、72(留学70,就労3,生活1)。

内訳は、法務省告示機関20,別科1,その他51。

認定した機関は、22(留学22,就労0,生活0)。

内訳は、法務省告示機関7,別科0,その他15。

不認定は3。審査中取り下げは36。

第2回の申請機関は48(留学46,就労2,生活0)。

内訳は、法務省告示機関16,別科0,その他32。

認定した機関は19(留学17,就労2,生活0)。

内訳は、法務省告示機関5,別科0,その他14。

不認定は0。審査中取り下げは29。

2回とも、審査中取り下げが多い。法務省告示機関は全国で800を超える。2024年5月の「外国人留学生在籍状況調査」では、日本語教育機関の在籍する外国人留学生は107,241人で過去最多。人手不足の中、どのような運営をしているのであろうか。

3. 大学・大学院での日本語教師養成の実態

「令和6年度 日本語教員養成課程・実践研修実態調査業務報告書」参照。

田尻が最も問題と考える点

- ・大学等での課程修了者で日本語教員になったのは、7.3%。

大学等は、現場の日本語教育機関への教員供給の役に立っていない。

- ・大学等の教員で外国人に対する日本語教育の経験有りは、49.0%。

外国人に日本語を教えた経験の無い教員が、学生に日本語教育の素晴らしさや楽しさを教えられるとは思えない。

- ・従来は課程を修了しただけで日本語教師になれたが、今後は日本語教員試験の応用試験を受けなければならない。学生にそれだけの動機付けができるかどうか教員に問われている。

大学等で日本語教員養成を担当している教員は、大変厳しい局面に立たされていることを自覚してほしい。近畿ブロックでも、詳細な調査が必要と考える。

4. 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業の位置づけ

「事業の目的」には、「日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う人材の育成・確保を推進する拠点整備を目的として実施する」となっている。

「対象事業」にも、「日本語教師養成を行う大学・大学院等を拠点として、地域における日本語教育の方向性を共有するため(中略)ネットワークを構築するとともに、(中略)高度人材(田尻注:「高度な専門人材」とすべき)の育成を図る拠点整備」となっている。

令和5年度のこの事業の「募集について」には、対象期間は、令和5年度～令和9年度の5か年度事業で、「毎年度、事業の実施状況について評価又は確認を行い、事業の継続可否を判断する」となっている。つまり、ある年度に採択されたからといっ

て、次の年度の採択を保証しているものではない、という建付けになっている。

一般的には、2025年度はこの事業の中間評価の年のはずである。近畿ブロックは他のブロックより構成員が多いので、他の地域に先駆けて、これからの日本語教員養成・研修のプランを作り出してほしい。ただ、必須の教育内容50項目を適当に配置するというような消極的な態度で担当してほしくないというのが、田尻の希望である。

5. 『外国人受け入れへの日本語教育の新しい取り組み』の「追加情報」について

日本語教育関係者は、外国人学習者に日本語を教えることに興味があり、在留外国人の法的・社会的な状況については、理解が進んでいない。

政府の在留外国人施策を知っておく必要がある。

- ・外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（庶務は、内閣官房と法務省）
2018年以降開催されている。

- ・外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（出入国在留管理庁）
2025年4月更新

- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について（通知）（文部科学省）2020年

これらを踏まえた上で、現時点で取り組んでほしい日本語教育関係の施策へのコメントを列挙した。

- ① 日本語教育機関と日本語教師の地域的な偏在
- ② 「就労」分野の在留資格としての日本語能力の対応のばらつき
特に、非熟練労働者（高度人材以外）の受け入れに問題
- ③ 外国での労働者受け入れの参考例と日本の体制 現時点では韓国の情報
- ④ EPA での看護師・介護福祉士候補者の受け入れと4種類の介護福祉士受け入れシステム（訪問介護の問題も含む）
- ⑤ 外国人児童生徒等の日本語教育
- ⑥ 夜間中学での日本語教育（学習者の8割は外国籍）
- ⑦ 地域の日本語学習サポート体制（地方公共団体との連携）

- ⑧ 難民への日本語教育（ウクライナからの難民受け入れ体制の特殊性）
- ⑨ 海外の日本語教育支援体制の強化
- ⑩ 在留外国人の日本語学習ニーズの調査（日本語能力試験だけの基準ではなく「日本語教育の参照枠」の利用拡大）